

熊谷市ゆうゆうバス運行の提案に関する仕様書

1 業務名

熊谷市ゆうゆうバス運行業務（くまびあ号）

2 概要

「熊谷市地域公共交通計画」に基づき、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業によって熊谷市ゆうゆうバス運行業務（くまびあ号）についてバス事業者が提案を行う。

3 事業形態

市とバス事業者で、この仕様書に基づく運行業務等に関する協定を締結し、バス事業者は国土交通大臣から道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て運行する。

4 運行路線

路線名	詳細内容
熊谷駅～くまびあ～籠原駅	別紙

5 運行期間（予定）

令和7年10月1日（水）から令和12年9月30日（月）まで
（ただし、協定締結日から令和7年9月30日（火）までは準備期間とする。）

6 運行ダイヤ

別紙ダイヤを基本とするが、定時性、安全性確保並びに利用者の利便性向上のための変更については、提案に含めるものとする。

7 運休日

1月1日から1月3日まで。

8 運行車両

(1) 車両の準備

令和7年10月中に、バス事業者が現事業者から、両者の協力の下に現在の車両を引き継ぐこととする。10月1日以降引継ぎまでの運行は、バス事業者が予備車両によって行う。車両の仕様変更は、原則として行わない。

(2) 車両の仕様

定員40人程度以下のバス車両であって、ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）とする。

※ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号）に基づく認定を受けたもの。

(3) バス事業者が日常的に維持管理を行い、また、運行車両の車検及び故障等により車両を使用できない場合には、運行事業者の予備車両（原則ノンステップ車両（ス

ロープ又はリフト付き)) に対応する。その際、車椅子利用者、高齢者等に対してのサービスは怠らないようにする。

- (4) 運行車両については、常に安心、安全な運行が図られるよう、点検整備や清掃を行うものとする。

9 停留所

- (1) バス停留所標識（移動式）は、時刻表板、バス停留所一覧付きのものとする。
- (2) 停留所の数は別紙ダイヤのとおりとする。詳細は運行者と市で協議の上決定する。
- (3) 停留所の設置及び維持管理については、受託者が行うものとする。
- (4) 既存のバス停は、運行開始日に新事業者を引き継ぐこととする。

10 運賃

- (1) 1回の運賃 200円（ただし、小学生は100円）
- (2) 1日乗車券 500円
- (3) スマホバス回数券 10枚綴り1,500マナー（単位は地域電子マナー「クマPAY」による。1,500円相当）（ただし、当面の間）
- (4) 紙の回数券 10枚綴り2,000円
- (5) 旧・紙の回数券：令和6年1月末まで販売していた11枚綴り1,000円の回数券については、2枚で1回または1枚と100円で1回乗車可能とする。
- (6) 運賃の免除について
 - ・未就学児
 - ・障害者手帳（3種）または障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された方とその介助・付添人1人
 - ※3種…療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ・運転経歴証明書（※）所持者
 - ※運転免許を自主返納した方に警察署が交付している。
 - ・ゆうゆうバス無料乗車証（※）所持者
 - ※高齢者が運転する交通事故を減少させるため、運転免許証を自主返納した市民に対し、市が交付している。

11 補助金

- (1) 補助金の額は、選定事業者から提案された運行経費及びその他の経費を基に、運賃収入額の全額、運賃外収入（広告費等）の半額を差引いた額を、予算の範囲内で単年度ごとに支払うことを予定している。
また、国等からの交付金が決定した場合は、その額をさらに差し引いた額とする。
- (2) 運行経費には以下のものを含むこととする
 - ・人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
 - ・燃料油脂費
 - ・車両修繕費
 - ・車内音声合成費
 - ・自動車に係る税金（自動車税、自動車重量税）
 - ・自動車損害賠償保険料
 - ・自動車任意保険料（対人・対物、車両、人身・搭乗者傷害等、幅広い契約を想定し、30万円程度でお願いします。）
 - ・車検手数料

- ・ 停留所標識の準備、維持管理費
基本的に現行のものを使用する。
- ・ 行先表示、ドライブレコーダー、バスロケーションシステム、乗降客カウントシステムの運用経費
- ・ その他業務（※）に必要な経費、消費税を含むものとする。

※その他業務について

国への運行開始に係る申請・許可業務、国への交付金申請業務、市への報告業務、車両点検整備・清掃、運賃の徴収・管理、乗降者の安全確保、移動制約者の乗降補助、ダイヤ管理、緊急時の対応（緊急連絡方法、予備車の確保等）など、乗合旅客運送に係る一切の業務を含むものとする。

12 業務の報告

- (1) 運行事業者は、路線ごとに、毎月の利用者数、停留所ごとの乗降者数、運賃収入額などを記録し、電子データにて翌月の10日までに、市に報告するものとする。
- (2) 市は、必要に応じてゆうゆうバスの運行状況の報告を求めることができる。
- (3) 運行事業者は、年度末に実績報告を行う。

13 補助金の請求

- (1) 市補助金
運行事業者は、市の手続きに従い、市へ補助金の交付請求書を速やかに提出するものとする。
支払いは、3ヶ月ごととする。
- (2) その他補助金
運行事業者は、市と協議し必要に応じて、国、県等の手続きに従い、補助金を申請するものとする。

14 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

15 緊急時（事故発生等）の対応

運行業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する時は、適切な処置をとるとともに、直ちに市へ連絡し、後日書面で報告するものとする。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じる恐れがあるとき。
- (2) 利用者等が、交通事故により生命及び身体を害したとき。

16 その他

- (1) 受託者は関係法令遵守の上、ゆうゆうバス運行業務を遂行するものとする。
- (2) 受託期間中に発生した、ゆうゆうバスの運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うものとする。
- (3) 市が必要に応じて行うPRパンフレットや利用者アンケート等の調査の実施に協力するものとする。
- (4) 各路線の延伸、停留所の増設等については、必要に応じ対応するものとする。
- (5) 運行期間終了後（※1）または運行に関する協定が解除されたとき（※2）は、

車両及び停留所標識等の所有権を熊谷市が指定する者に無償で譲渡し、その登録手続きに協力するものとする。

※1 次期運行期間の運行事業者に他の事業者が選定された場合

※2 関係法令、協定の規定に違反した場合等

別紙 運行路線

路線距離：約 16.3km



別紙 運行ダイヤ

くまびあ号		令和6年4月1日改正				
籠原駅北口 ～ 熊谷駅東口						
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	
1 籠原駅北口	7:45	10:22	13:32	16:09	18:27	
2 別府一丁目	7:48	10:25	13:35	16:12	18:30	
3 別府第2公園南	7:50	10:27	13:37	16:14	18:32	
4 はぎわら眼科前	7:52	10:29	13:39	16:16	18:34	
5 玉井北	7:54	10:31	13:41	16:18	18:36	
6 たかしの森クリニック前	7:56	10:33	13:43	16:20	18:38	
7 バス転回場	7:58	10:35	13:45	16:22	18:40	
8 くまびあ前	8:00	10:37	13:47	16:24	18:42	
9 代	8:01	10:38	13:48	16:25	18:43	
10 関東脳神経外科病院	8:06	10:43	13:53	16:30	↓	
11 原島東	8:12	10:49	13:59	16:36	18:45	
12 大原一丁目	8:12	10:49	13:59	16:36	18:45	
13 メモリアル彩雲南	8:13	10:50	14:00	16:37	18:46	
14 肥塚四丁目西	8:17	10:54	14:04	16:41	18:50	
15 肥塚四丁目東	8:17	10:54	14:04	16:41	18:50	
16 肥塚郵便局前	8:20	10:57	14:07	16:44	18:53	
17 富士見中学校入口	8:23	11:00	14:10	16:47	18:56	
18 総合病院	8:30	11:07	14:17	16:54	19:02	
19 藤間病院前	8:31	11:08	14:18	16:55	19:04	
20 熊谷女子高校北	8:32	11:09	14:19	16:56	19:05	
21 市役所前	8:34	11:11	14:21	16:58	19:07	
22 コミュニティひろば	8:35	11:12	14:22	16:59	19:08	
23 お祭り広場東	8:36	11:13	14:23	17:00	19:09	
24 筑波二丁目	8:36	11:13	14:23	17:00	19:09	
25 熊谷駅東口	8:41	11:18	14:28	17:05	19:14	

くまびあ号		令和6年4月1日改正			
熊谷駅東口 ～ 籠原駅北口					
停留所名	1便	2便	3便	4便	
1 熊谷駅東口	8:45	11:22	14:32	17:09	
2 筑波二丁目	8:46	11:23	14:33	17:10	
3 お祭り広場東	8:47	11:24	14:34	17:11	
4 コミュニティひろば	8:48	11:25	14:35	17:12	
5 市役所前	8:52	11:29	14:39	17:16	
6 熊谷女子高校北	8:53	11:30	14:40	17:17	
7 藤間病院前	8:54	11:31	14:41	17:18	
8 総合病院	8:57	11:34	14:44	17:21	
9 富士見中学校入口	9:00	11:37	14:47	17:24	
10 肥塚郵便局前	9:06	11:43	14:53	17:30	
11 肥塚四丁目東	9:07	11:44	14:54	17:31	
12 肥塚四丁目西	9:07	11:44	14:54	17:31	
13 メモリアル彩雲南	9:11	11:48	14:58	17:35	
14 大原一丁目	9:12	11:49	14:59	17:36	
15 原島東	9:13	11:50	15:00	17:37	
16 関東脳神経外科病院	9:19	11:56	15:06	17:43	
17 代	9:25	12:02	15:12	17:49	
18 くまびあ前	9:26	12:03	15:13	17:50	
19 バス転回場	9:28	12:05	15:15	17:52	
20 たかしの森クリニック前	9:29	12:06	15:16	17:53	
21 玉井北	9:31	12:08	15:18	17:55	
22 はぎわら眼科前	9:33	12:10	15:20	17:57	
23 別府第2公園南	9:35	12:12	15:22	17:59	
24 別府一丁目	9:37	12:14	15:24	18:01	
25 籠原駅北口	9:41	12:18	15:28	18:05	